

既修得単位の認定に関する申し合わせ

平成 7年5月16日 第3回教授会
改正 平成13年4月18日 第1回教授会
改正 平成21年4月15日 第1回教授会
改正 平成21年5月20日 第2回教授会

学則第35条に規定する入学前の既修得単位の認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(申請)

1 既修得単位の認定は、学生の申請に基づき行うものとする。

(申請者)

2 既修得単位の認定の申請（以下「認定申請」という。）をすることができる者は、大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）を卒業又は中途退学した者又は本学において単位を修得した者で、本学に新たに入学した者とする。

(認定の要件)

3 既修得単位の認定は、次の各号に該当するときに行うものとする。

(1) 他大学等や本学において履修した授業科目の内容が、授業担当教員及び学務委員会において本学の授業科目と同等以上の内容を有すると認められるものであること。

(2) 他大学等において修得した単位の認定申請をすることができる授業科目は、履修規程第2条別表1（1）に定める基礎科目とする。

(申請手続き)

4 学生は、認定申請をするときは、単位認定申請書（様式第1）に在籍した他大学等の成績証明書及び既修得単位の認定を受けようとする授業科目の内容を示す書類を添えて、当該年度の履修登録時に提出しなければならない。

(審査)

5 学務委員会は、申請書に基づき既修得単位の認定可否を審査するものとする。

(担当教員の意見の聴取)

6 前項の審査にあたっては、学務委員会は、当該授業担当教員の意見を聴くものとする。

(認定の通知)

7 学長は、学務委員会の審査結果に基づき、認定の可否を決定し、単位認定承認書（様式第2）により申請者あて通知するものとする。

(認定申請期間中の学生の取り扱い)

8 学生が認定申請をした場合において、単位認定がなされるまでの期間については、認定申請に係る授業科目の履修登録をしたものとし、他の学生と同様に取り扱うものとする。

(申請時期の特例)

9 平成7年度の認定申請については、第5項の規定にかかわらず、平成7年5月15日までとする。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

(様式第1)

単 位 認 定 申 請 書

平成 年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

学科・学年

学科 第 学年

学籍番号

氏 名

私は、大学（短期大学）において既に履修した単位について、学則第35条の規定に基づき、単位の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

大学 学部 学科 年 月 卒業・退学			
申 請 科 目	単 位 数	既 修 得 科 目	単 位 数

申請科目は、本学で単位の認定を受けようとする科目及び単位数

既修得科目は、他大学等で履修した科目及び単位数

関係書類：成績証明書、授業科目の内容を示す書類

(様式第2)

単位認定承認書

平成 年 月 日

殿

茨城県立医療大学長

あなたから申請のあった既修得単位の認定については、下記のとおり承認します。

記

認定科目	認定 単位数	既修得科目	既修得 単位数